

ひとり親家庭のみなさまへ
～ひとり親家庭さぽーとブック～
ひとりで悩まないで～あなたを支援します



藤 沢 市

電子版はこちらの二次元
コードから参照ください



ひとり親や子育てのための制度と目的別検索

年 齢		0～2歳	～6歳	～12歳	～15歳	～18歳	18歳～	ページ	
学 校		就学前		小学校	中学校	高校	大学等		
手 当	児童手当	—————→							8
	児童扶養手当	—————→					……→		
	特別児童扶養手当	—————→							
医 療	小児医療費助成	—————→							8
	ひとり親家庭等医療費助成	—————→					……→		
預 け 先	保育施設（保育園など）	—————→						16	
	一時預かり（特別保育）	—————→							
	病児・病後児保育	—————→		……→					
	児童クラブ			—————→				17	
	ファミリー・サポート・センター事業	—————→							
子育て短期支援事業		—————→							
	乳児等通園支援事業	—————→							
助 成 等	幼児教育・保育の無償化	……→	—————→					16	
	就学援助制度			—————→				12	
	高等学校等就学支援金					—————→			
	高校生等奨学給付金					—————→			
	日本学生支援機構						—————→	13	
	藤沢市給付型奨学金					…→	—————→		
支 援 活	ひとり親家庭等日常生活支援事業	—————→					……→		16

もくじ

ひとり親での生活を検討されているみなさまへ

- 1 離婚の方法と流れ P2～3
- 2 離婚による取り決めとその後 P4～5
- 3 離婚に関する相談窓口 P4～5

未婚（非婚）でひとり親になる方へ（妊娠～出産）

- 4 未婚（非婚）でひとり親になる方へ P6

死別によりひとり親になられた方へ

- 5 死別によりひとり親になられた方へ P7

ひとり親家庭の支援について

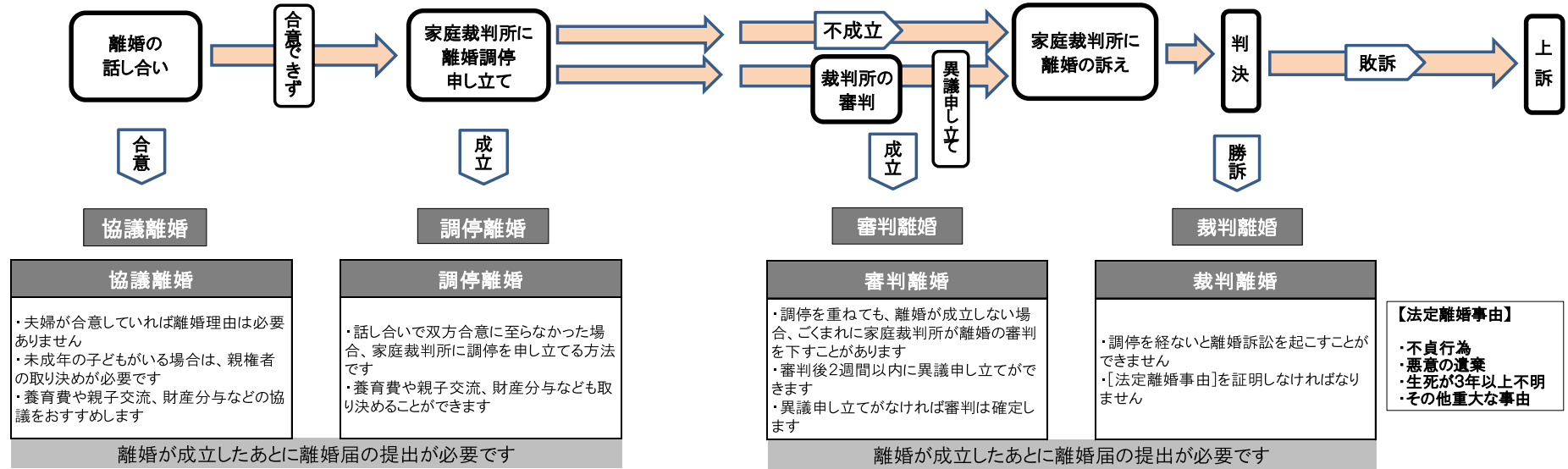
- 6 経済的な支援制度【手当・医療費・住居・減免・貸付・養育費補助・学費・税金控除】 P8～13
- 7 生活に関する支援【資格取得・仲間づくり・家事育児支援・フードバンク】 P14～16
- 8 子どもに関する支援【保育等・一時預かり・その他】 P16～17

相談窓口一覧、その他参考情報

P18～20

ひとり親での生活を検討されているみなさまへ

1 離婚の方法と流れ



離婚に向けて協議が必要なこと<未成年の子がいる場合>

- 親権者** 親権者を決めなければなりません。親権は「身上監護権」と「財産管理権」があり、分けて指定することもできます。
- 子どもの戸籍と姓** 両親が離婚しても子どもは元の戸籍のまま、姓も変わりません。母又は父と同じ戸籍、姓にしたい場合は、家庭裁判所の許可が必要です。

養育費

離婚後、離れて暮らすことになった親にも、養育費(生活費や教育費、医療費など)で扶養の義務を果たす「生活保持義務」があります。
* 藤沢市では、養育費確保支援事業があります(11ページ)

親子交流(面会交流)

離れて暮らすことになった親が、子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流することです。交流する頻度や方法を決めておきます。

離婚に向けて協議が必要なお金のこと

- 婚姻費用** 結婚生活を送るうえでかかる生活費のことです。離婚に至るまでの期間に生活費を支払われなかった場合、請求できます。
- 慰謝料** 暴力や不倫などにより、相手が離婚原因を作った場合は、受けた精神的苦痛を理由として慰謝料を請求できます。請求権は、離婚成立後3年以内です。

年金分割

婚姻期間中の厚生年金を分割して、自分の年金とすることができます。「合意分割制度」と「3号分割制度」があります。請求権は、離婚成立後5年以内です。
※令和8年3月31日以前に離婚した場合は2年以内になります。

財産分与

婚姻中に夫婦が協力して得た財産を分与することです。財産分与の請求権は離婚成立後5年以内です。
※令和8年3月31日以前に離婚した場合は2年以内になります。

詳しくは

横浜家庭裁判所 ☎ 045-345-3463

<参考情報>

父母が子どもに関する話し合いを行うときのお悩みや心がけたい事項などを、分かりやすく解説しています。

- 法務省「離婚を考えている方へ～離婚をするときに考えておくべきこと～」
- 裁判所動画「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」

法務省

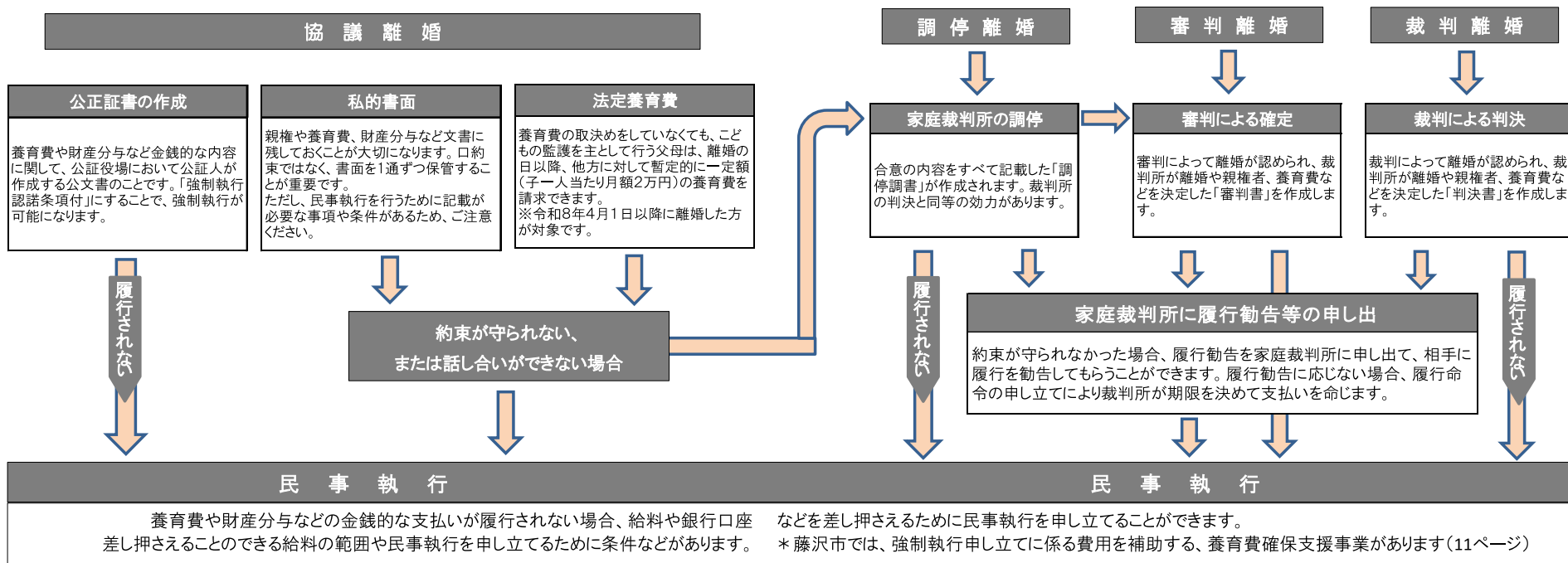


裁判所



ひとり親での生活を検討されているみなさまへ

2 離婚による取り決めとその後



3 離婚に関する相談窓口

ひとり親の相談窓口

ひとり親家庭や養育者家庭の皆さまの生活や仕事、子育て、離婚などさまざまなご相談を母子・父子自立支援員がお受けします。対面の他に電話でのご相談もお受けします。

【相談場所】 藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580

* 予約もできます。予約の方を優先でご案内します。

市民相談

日常生活の相談をはじめ、相談内容によっては弁護士などの専門家による特別相談も実施しています。相談は無料で、プライバシーが守られます。

【相談場所】 藤沢市市民相談情報課(本庁舎4階) ☎ 0466-50-3568

★相談の詳しい内容やスケジュール、時間はHPでご覧いただけます。右の二次元コードからご覧ください。



神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭や寡婦の皆さまの就業相談・就業支援講座・養育費相談を行っています。毎月3回、元調停委員による相談日を設けています(予約制)。詳細はセンターHPをご覧ください。

【開所時間】 月～土(日・祝はお休み) 9時～17時 ☎ 0466-90-3601

養育費・親子交流相談支援センター

養育費や親子交流に関する手続きのご相談を行っています。

【受付時間】 平日(水曜日を除く) 10時～20時

水曜日(祝日を除く) 12時～22時

土曜日/祝日 10時～18時

☎ 0120-965-419 または ☎ 03-3980-4108 ✉ info@youikuhi.or.jp

日本司法支援センター(法テラス)

収入・資産が一定基準以下の方を対象に、弁護士・司法書士の無料法律相談や、弁護士・司法書士費用の立て替え制度があります。

法テラス神奈川【受付時間】 平日9時～17時 ☎ 0570-078308

未婚（非婚）でひとり親になる方へ（妊娠～出産）

4 未婚（非婚）でひとり親になる方へ

妊娠

出産

まずは、ご自身とこれから生まれてくるお子さんを大事にしてください。出産後はひとりで育児をしなければならず、すぐに働くこともできません。育児環境を含め、住まいや収入・預貯金などの生活の基盤を安定させましょう。困ったことがあったら、子育て給付課のひとり親家庭相談（18ページ 相談窓口一覧）へご相談ください。利用できる支援制度や関係機関等をご紹介できる場合があります。

出産に向けた準備

①妊娠の届出・母子健康手帳等の受け取り

母子健康手帳は妊娠届出書を提出することで受け取ることができます。交付と合わせて面談を行いますので、事前に予約をお願いします。詳しくは二次元コードから市のホームページをご覧ください。



②妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育て期まで専門職による相談（面談）を行っています。また、妊娠をされた方、お子さんの人数を届け出た方にそれぞれ給付金を支給します。詳しくは二次元コードから市のホームページをご覧ください。



【①②問合せ先】

藤沢市親子すこやか課（藤沢市保健所・南保健センター） ☎0466-50-3522

出産後の主な手続き

③出生届の提出

生まれた日を含めて14日以内に提出しましょう。

【問合せ先】 藤沢市市民窓口センター（本庁舎1階） ☎0466-50-8267

④出産育児一時金の請求

国民健康保険の加入者が出産した場合に、赤ちゃん一人あたり50万円が支給されます。その他の健康保険の加入者（または被扶養者）が出産した場合は、保険組合等によって給付額が異なります。申請期間は出産日から2年です。

【問合せ先】 国民健康保険の加入者 藤沢市保険年金課（本庁舎1階） ☎0466-50-3520
その他の健康保険の加入者 勤務先の健康保険組合等

⑤出生連絡票の提出

出生連絡票の内容を参考に、赤ちゃんが生まれたすべてのご家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業ハローベビィ訪問」を実施しています。二次元コードから提出してください。

【問合せ先】 藤沢市親子すこやか課（藤沢市保健所・南保健センター） ☎0466-50-3522



⑥各種手当等の申請

児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度の申請など（詳しくは8ページを参照）。申請が遅れた場合、手当等をもらえない月が発生する場合があります。早めに相談または手続きをしてください。

【問合せ先】 藤沢市子育て給付課（本庁舎3階） ☎0466-50-3580

認知について

婚姻関係にない男女の間に生まれた子（嫡出でない子）は、父親が認知することで法律上の親子関係が成立します。また、母親の承諾のもとで、出産前に認知してもらうこともできます（胎児認知）。

こんなお悩みはありませんか？

Q: 未婚で妊娠4か月です。こどもの父親とは結婚するつもりはありませんが、この子は産みたいと思っています。まだ伝えていないのですが、将来のことを考えると認知してもらったほうがいいのでしょうか。職場や両親にも話せていません。結婚せずにこどもを産む場合の手続きや注意点、周囲にどう伝えればよいかアドバイスが欲しいです。

ひとり親家庭の暮らし応援サイト「[あなたの支え](#)」（こども家庭庁）では、ひとり親になる前、なった後に生じる代表的なお悩みについて、「よくあるお悩みFAQ」でお答えしています。参考になさってください。



死別によりひとり親になられた方へ

配偶者やパートナーとの死別は大きな悲しみや喪失感を伴います。しかしながら遺族は気持ちの整理がつかないままに葬儀や必要な手続きを行わなくてはなりません。また、急な死別の場合は、ひとり親として準備のないままこれからの生活のことを考えなければならないため、不安を感じる方も多いでしょう。おひとりで抱え込まずにご相談ください。(18ページ相談窓口一覧をご参照ください)

死別後の主な手続き

①世帯主の変更・国民健康保険の手続き

亡くなった方が住民票の世帯主の場合(残った世帯に15歳以上の世帯員が2人以上いる場合)、14日以内に手続きが必要です。また、世帯内に国民健康保険の加入者がいる場合、国民健康保険資格確認書の世帯主欄が変更になるため、ご家族の資格確認書の差し替えが必要になります。

【問合せ先】 世帯主の変更: 藤沢市市民窓口センター(本庁舎1階) ☎0466-50-8268
国民健康保険: 藤沢市保険年金課(本庁舎1階) ☎0466-50-3574

②葬祭費の請求

国民健康保険加入者が亡くなった場合、葬祭等を行った方に5万円が支給されます(国保加入3か月未満で被保険者本人だった方は除く)。申請期間は葬祭等を行った日から2年です。

※社会保険加入者の場合は、加入先の保険組合等にお問い合わせください。

【問合せ先】 藤沢市保険年金課(本庁舎1階) ☎0466-50-3520

③各種手当等の手続き

児童手当の受給者変更、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度の申請など(所得要件等があります。詳細は8ページ参照)。原則、手当は申請の翌月分から、医療費助成は申請月から対象となります。申請が遅れた場合、手当等をもらえない月が発生する場合がありますため、早めに相談または手続きをしてください。

【問合せ先】 藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎0466-50-3580

④遺族基礎年金の請求

国民年金の加入者が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族(子のいる配偶者または子)が受けることができる年金です。子が18歳に到達する年度末まで(一定の障がいがある場合は20歳まで)支給されます。(保険料納付要件や収入の要件あり)

【問合せ先】 藤沢市保険年金課(本庁舎1階) ☎0466-50-3521

※亡くなった方が厚生年金、共済年金に加入していた場合は、遺族厚生年金、遺族共済年金を受給できる可能性があります。

【問合せ先】 厚生年金 日本年金機構藤沢年金事務所 ☎0466-50-1151(要予約)
共済年金 共済組合へ直接お問い合わせください。

かながわ交通遺児等援護基金

交通事故等により保護者が死亡または重度の障がいとなった20歳未満の子を含む世帯(神奈川県内に在住の世帯)に、見舞金や子どもの入学・卒業時に激励金等を支給します。



【問合せ先】

神奈川県社会福祉協議会 ☎045-312-4813
詳しくは二次元コードからホームページをご覧ください。
藤沢市社会福祉協議会 ☎0466-50-3525

手続きは一例です。このほかにも必要な手続きがある場合があります。詳しくは「家族が亡くなった時の手続き(案内ページへのリンク)」
をご参照ください。



※「藤沢市おくやみガイドブック」も掲載しています。あわせてご覧ください。



ひとり親家庭の支援について

6

経済的な支援制度

手 当

児童扶養手当

父母の離婚、父・母の死亡等により母親もしくは父親と生計をともにしていない児童(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある方、または20歳未満で政令に定める程度の障がいの状態にある方)を監護している父もしくは母、またはそれらに代わって養育している方に支給されます。

* 所得制限があります。

【問合せ先】 藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580

児童手当

高校生年代(18歳に達する日以後最初の3月31日)までの児童を養育している方に支給されます。

* 所得制限は、令和6年10月から撤廃されました。

* 公務員の方は、勤務先へお問い合わせください。

【問合せ先】 藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580

特別児童扶養手当

精神、知的または身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している方に支給されます。* 所得制限があります。

【問合せ先】 藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580

医療費助成

小児医療費助成制度

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの入院及び通院に対する保険診療の自己負担分を助成します。

【問合せ先】
藤沢市子育て給付課(本庁舎3階)
☎ 0466-50-3580

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等の父母(養育者を含む)と児童が、病院などで受診したときに支払う保険診療の自己負担分を助成します。

* 所得制限、児童の年齢制限等があります。

【問合せ先】
藤沢市子育て給付課(本庁舎3階)
☎ 0466-50-3580

他にも障がいや特定疾病のある児童、2,000グラム以下で出生した赤ちゃんのための医療費助成があります。

【問合せ先】 藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580

住宅に関する制度

公営住宅当選率の優遇制度

県営住宅と市営住宅の定期募集が1年に2回ずつあります。また母子父子世帯に対して、抽選の当選率が高くなる優遇制度があります。

市営住宅（毎年1、7月定期募集）

【問合せ先】 かながわ土地建物保全協会 湘南サービスセンター ☎ 0466-43-7732

県営住宅（毎年5、11月定期募集）

【問合せ先】 かながわ土地建物保全協会 公営住宅課入居者募集担当 ☎ 045-201-3673

ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者又は児童扶養手当受給者と同等の所得水準の方(同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の方は対象とする)に対し、自立を促進する為に住宅の借り上げに必要となる資金を貸付する事業です。貸付額は家賃実費月額、上限7万円(最長12ヶ月)です。

貸付を受けた日から1年以内に就職又は所得増が見込まれる転職等を行い、1年間引き続き就業を継続した場合には貸付金の返還が免除されます。

* 母子・父子自立支援プログラムは、神奈川県母子家庭等就業・自立支援センターで作成します。

【問合せ先】 神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター ☎ 0466-90-3601

住居確保給付金

①家賃補助

離職、自営業の廃止、または休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は喪失のおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、「バックアップふじさわ」による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度です。

②転居費用補助

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助する制度です。

【問合せ先】

藤沢市地域福祉推進課 バックアップふじさわ(本庁舎2階)

☎ 0466-50-3533

ひとり親家庭の支援について

6

経済的な支援制度

減免・割引など

国民年金保険料免除

所得が少なく保険料の納付が困難な場合、申請により一定の基準のもと保険料が免除されます。

【問合せ先】

藤沢市保険年金課
国民年金担当(本庁舎1階)
☎ 0466-50-3521

年金分割

離婚等した際に厚生年金保険の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。支給の可否・要件などは各個人で異なります。

【問合せ先】

藤沢年金事務所
☎ 0466-50-1151

ごみ袋(藤沢市指定収集袋)の配布

児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度の対象世帯にごみ袋をお渡しします。

【問合せ先】 藤沢市環境事業センター ☎ 0466-87-3912

下水道使用料の減免(市)(50%減額)

次の世帯は、申請により下水道使用料が減免されます。

- ・児童扶養手当受給世帯
- ・遺族基礎年金受給世帯のうち、ひとり親家庭等医療費助成制度の対象世帯

【問合せ先】 藤沢市下水道計画業務課(分庁舎5階) ☎ 0466-50-8246



電子申請も可能です。右の二次元コードから、申請方法をご確認の上、電子申請にお進みください。

上水道料金の減免(県)(2か月あたり使用水量16m³までの料金を減額)

次の世帯は、申請により上水道料金が減免されます。

- ・児童扶養手当受給世帯
- ・特別児童扶養手当受給世帯
- ・遺族基礎年金受給世帯

【問合せ先】 県企業庁藤沢水道営業所 ☎ 0466-27-1211



電子申請も可能です。右の二次元コードから、申請方法をご確認の上、電子申請にお進みください。

非課税貯蓄制度

遺族基礎年金、児童扶養手当などを受給している方は、預貯金などの利子が一定の範囲で非課税になります。

【問合せ先】

各金融機関

(各証書や本人確認書類等が必要です)



特定者資格証明書及び

特定者用定期乗車券購入証明書の交付

(JR通勤定期券の割引)

児童扶養手当受給者と同居の家族がJR通勤定期券を3割引で購入できます。

【必要なもの】児童扶養手当証書・写真(縦4cm×横3cm)

【問合せ先】

藤沢市子育て給付課(本庁舎3階)

☎ 0466-50-3580



貸付制度

神奈川県母子父子寡婦福祉資金

母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、経済的な自立や子どもの修学のための資金貸付を行っています。児童の進学の際の入学金や授業料(入学後支給)、生活資金などの貸付金があります。貸付条件は資金ごとに異なります。

【問合せ先】

藤沢市子育て給付課
(本庁舎3階)

☎ 0466-50-3580

生活福祉資金

低所得者、高齢者、障がい者などが、安定した生活を送れるよう、社会福祉協議会が資金貸付と必要な相談や支援を行う制度です。進学の際の入学金や授業料(教育支援資金)、生活再建費用の貸付などがあり、貸付条件は資金ごとに異なります。教育支援資金(入学前支給)貸付をご希望の方は、入学希望の学校のパンフレットと世帯全員の所得証明書類を用意し早めに相談をしてください。

【問合せ先】

藤沢市社会福祉協議会

☎ 0466-50-3525

養育費に関する補助

養育費確保支援事業

養育費の取り決めにかかる公正証書等の作成費用や、未払い養育費について裁判所に強制執行申立てを行う際に支払った費用を補助します。

※補助上限あり。強制執行申立て費用の補助は、弁護士等と契約前に事前相談が必要です。

【問合せ先】 藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580

ひとり親家庭の支援について

6

経済的な支援制度

子どもの学費

公立高校の受験料・入学金の減免

入学検定料及び入学料の全部又は一部を免除する制度があります。詳しくは、「募集案内」を確認してください。

【問合せ先】

公立高校事務室
または神奈川県財務課財務指導グループ
☎ 045-210-8113

高

就学援助制度

経済的な理由により小学校・中学校への就学が困難な家庭に対し、学用品費や給食費などの一部を援助する就学援助制度があります。(中途申請の受付は1月末まで)

また、経済的な理由により小学校への就学が困難な家庭に対し、入学前に入学準備金を支給する小学校入学準備金制度があります。

*いずれも、所得制限があります。

小・中

【問合せ先】 学務保健課(本庁舎3階)

☎ 0466-50-3558

高等学校等就学支援金／高校生等・新修学支援金(国の制度)

国公立高校などに在学する生徒は授業料の支援を受けることができます(入学後支給)。

* 国籍・在留資格等の要件があります。

* 一部所得制限があります。

【問合せ先】 国公立高校など^{在学する}学校事務室

または神奈川県財務課財務指導グループ ☎ 045-210-8113

^{在学する}私立高等学校等

または神奈川県私学振興課 ☎ 045-210-3793

高

私立高等学校等学費補助金(県の制度)

生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内の私立高等学校・専修学校高等課程等(通信制の場合、本部校が県内設置)に在学する生徒に、入学金や授業料を補助します。また、国の高等学校等就学支援金と併用が可能です(入学後支給)。

* 国籍・在留資格等の要件があります。

* 一部所得制限があります。

【問合せ先】 ^{在学する}私立高等学校等

または神奈川県私学振興課 ☎ 045-210-3793

高

高校生等奨学給付金(県の制度)

生活保護(生業扶助)を受けている、都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合計額が0円(非課税)、又は保護者等の所得に基づく基準額が一定未満(年収約490万円未満の世帯)で、高校生等がいる世帯を対象に、授業料以外の教育費について奨学給付金を支給します(入学後支給)。

* 家計が急変して年収約490万円未満相当世帯になった場合も含む

* 国籍・在留資格等の要件があります。

【問合せ先】 国公立高校など^{在学する}学校事務室

または神奈川県財務課高校奨学金グループ ☎ 045-210-8251

^{在学する}私立高等学校等

または神奈川県私学振興課 ☎ 045-210-3793

高

神奈川県高等学校奨学金(貸付)

生徒または保護者が県内在住で、学校教育法第1条に規定する高等学校、学校教育法第124条に基づき設置された専修学校高等課程等に在学する生徒を対象に**貸付**を行っています。原則連帯保証人が2名必要です。

*入学前の3月下旬に奨学金の一部に相当する額を前倒しで貸付し、進学準備のための費用に充てられる短期臨時奨学金制度もあります。

【問合せ先】 中学校・高等学校等

または神奈川県財務課高校奨学金グループ ☎ 045-210-8251

大

(独法)日本学生支援機構の奨学金

経済的な理由で就学困難な状況にある、すぐれた資質を持つ大学生などを対象に、奨学金の**貸付**を行っています。また世帯収入の基準を満たしている場合に受けられる**給付型**の奨学金もあります。給付型奨学金の対象者は、併せて授業料・入学料も免除または減額されます。

【問合せ先】

在学する学校

大

藤沢市給付型奨学金

経済状況が困難な世帯に対し、返済不要の奨学金を正規の修業年限分給付します。給付を受けるには、**大学等入学の前年度中に**受付時選考、面接試験を受けて採用される必要があります。申請時期等、詳細は教育総務課までお問い合わせください。

【問合せ先】

藤沢市教育総務課(本庁舎3階)

☎ 0466-50-3556

大

税金の控除

ひとり親控除

現に婚姻をしていない方または配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のすべてに当てはまる方が控除を受けることができます。

- ① 合計所得額が500万円以下
- ② 生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下の方で、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族ではない方)がいる
- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない

【問合せ先】

藤沢市市民税課(本庁舎4階)

☎ 0466-50-3510

藤沢税務署

☎ 0466-22-2141

寡婦控除

左記のひとり親控除に当たらない方で、次の①～③のすべてに当てはまる方が控除を受けることができます。

- ① 合計所得額が500万円以下
- ② 以下のいずれかに当てはまる方
 - 夫と死別した後婚姻をしていない方または夫が生死不明などの方
 - 夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族(合計所得額58万円以下の方で、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族ではない方)がいる
- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にある者と認められる者がいない

【問合せ先】

藤沢市市民税課(本庁舎4階)

☎ 0466-50-3510

藤沢税務署

☎ 0466-22-2141

ひとり親家庭の支援について

7

生活に関する支援

資格取得 (市や県の制度)

以下の制度については事前相談が必要です。
支給には一定の要件があり、ハローワーク制度等と併給できない
場合があります。また、利用は1回限りです。

自立支援教育訓練給付金(市)

厚生労働大臣の指定を受けた講座を受講した場合、修了後に受講費用の60%または85%を受給できる制度です。但し、雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格を有している場合は、60%または85%相当額から雇用保険の給付金を差し引いた額となります。(上限あり)

【問合せ先】 藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580

高等職業訓練促進給付金(市)

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格を取得するため6ヶ月以上(修業期間が1年未満の通信制の講座を除く)のカリキュラムを受講する場合、修業期間中の生活資金を一定期間受給できます。

支給金額: 100,000円/月(市町民税非課税世帯)
: 70,500円/月(市町民税課税世帯)

特定高等職業訓練促進給付金(県)

看護師、介護福祉士、保育士の資格を取得するためのカリキュラムを受講する場合、高等職業訓練促進給付金に加えて特定高等職業訓練促進給付金を受給できます。

支給金額: 30,000円/月(扶養児童が2人以下の世帯)
: 50,000円/月(扶養児童が3人以上の世帯)

【問合せ先】 藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金(市)

ひとり親家庭の親及び子(20歳未満)が認定試験合格のための講座を受講した場合、受講開始時、受講修了時及び試験合格時に受講費用の一部を受給できます。(上限あり)

【問合せ先】 藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580

神奈川県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等貸付事業(県)

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、自立を促進するための資金を貸し付ける事業です。条件を満たすことで返還が免除になる場合があります。ただし、自立支援教育訓練給付金と専門実践教育訓練給付金の受給者は、①入学準備金の対象になりません。

① 入学準備金(入学後支給) 500,000円以内 ② 就職準備金 200,000円以内

【問合せ先】 社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 ☎ 045-311-8753

資格取得 (ハローワークの制度)

*印の制度については、
雇用保険の加入期間などの条件があります。

教育訓練給付金*

厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。対象となる教育訓練は「専門実践」、「特定一般」、「一般」の3種類あり、それぞれ給付率や受給資格の要件が異なります。

教育訓練支援給付金*

「専門実践教育訓練」の教育訓練給付金を受給される方のうち、昼間通学制の専門実践教育訓練を受講しているなど、一定の要件を満たした方が失業状態にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、ハローワークから給付金を受けられる制度です。

求職者支援制度(職業訓練受講給付金)

雇用保険を受給できない方の就職、転職、スキルアップを支援するため、収入など一定の支給要件を満たす場合、ハローワークから月10万円の給付金を受けながら、無料の職業訓練を受講できる制度です。

ハロートレーニング(公的職業訓練)

就職するために必要な技能・知識を習得できる訓練です。受講料は原則無料(テキスト代は自己負担、一部有料コース有)。一部コースにはひとり親家庭優先枠や、託児サービスがあるコースもあります。また、一定の要件を満たすと職業訓練受講給付金が支給される場合があります。

上記制度の資格要件や手続き方法等の詳細はハローワークにお問合せください。
なお、14ページの市や県の制度と併給できない制度がありますのでご注意ください。

【問合せ先】藤沢公共職業安定所(ハローワーク) ☎ 0466-23-8609

ひとり親家庭の支援について

7

交流・仲間づくり

ひとり親家庭の交流

母子・父子家庭の親子が対象です。実施日や内容については「広報ふじさわ」でお知らせします。

【問合せ先】 藤沢市子育て給付課(本庁舎3階)
☎ 0466-50-3580

藤沢市母子寡婦福祉会

藤沢市にお住まいの母子家庭の母や寡婦の方を対象とした仲間作りの場として、交流・親睦を行っています。

【問合せ先】 藤沢市子育て給付課(本庁舎3階)
☎ 0466-50-3580

生活に関する支援

家事・育児支援

ひとり親家庭等日常生活支援事業

義務教育修了前の児童を養育しているひとり親家庭の方が、就業や病気等の事由により、一時的に家事支援・育児支援が必要な場合に、無料で支援員を派遣します。
*所得制限があります。事前に登録が必要です。

【問合せ先】 藤沢市子育て給付課(本庁舎3階)
☎ 0466-50-3580

フードバンク

フードバンクふじさわ

ひとり親で生活に困窮する方向けに、食料支援を行っています。
配布日時や配布場所は、ホームページまたは問合せ先によりご確認ください。

【問合せ先】 事務局ぐるーぷ藤
☎ 0466-26-2001

8

保育・学童

保育施設(保育園など)

就労等で、児童を家庭で保育できない状態にある人が利用できます。

【問合せ先】
藤沢市保育課(本庁舎3階)
☎ 0466-50-3526

幼児教育・保育の無償化

無償化対象の幼稚園や認可外保育施設等を利用する子どもの保育料(給食費、教材費等を除く。)について、上限額まで無償化の対象になります。※対象となるためには、事前に認定申請を行う必要があります。

【問合せ先】 藤沢市保育課(幼児教育担当/無償化担当)
(本庁舎3階) ☎ 0466-50-8226

子どもに関する支援

一時預かり(特別保育)

保育所等の施設に通っていない児童の保護者が就労や就学、病気や冠婚葬祭のほか、リフレッシュなどのため、お子さんを家庭で保育できない場合に、一時的に保護者に代わって保育をする制度です。

【問合せ先】 藤沢市保育課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3526

病児・病後児保育

子どもが病気やその回復期で、安静を必要とする状態にあり、集団保育が困難であって、保護者の就労等により家庭で保育ができない場合に、実施施設で一時的に保育を行います。

【問合せ先】 藤沢市保育課(本庁舎3階)
☎ 0466-50-3526

児童クラブ

就労等で、保護者が放課後不在となる家庭の小学生が利用できます。

【問合せ先】
藤沢市青少年課(本庁舎3階)
☎ 0466-50-8251

一時預かり・その他

子育て短期支援事業

宿泊で預かるショートステイと、夕方から夜にかけて預かるトワイライトステイがあります。対象は2歳以上12歳以下(中学生を除く)の児童です。利用をご希望の方は、事前に登録が必要です。

【問合せ先】

藤沢市子ども家庭センター(本庁舎3階)

☎ 0466-50-3569

ファミリー・サポート・センター事業

子を預かりたい・預けたい方で会員組織を構成し、アドバイザーが仲介となり会員相互による育児支援活動を行います。おおむね3か月から小学6年生までのお子さんに対しサポートを行います。利用をご希望の方は、事前に登録が必要です。

【問合せ先】

藤沢市ファミリー・サポート・センター事務局

☎ 0466-50-8242

乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)

保育所等に通っていない子どもが、保護者の就労等の理由にかかわらず、利用可能時間以内で誰でも保育所等に通園できる制度です。

対象は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通園していない0歳6か月から満3歳未満の児童です。

【問合せ先】 事業内容: 藤沢市子ども総務課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3562

利用申請: 藤沢市保育課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3526

子どもの生活支援事業

夕方から夜まで安心して過ごせる場と食事の提供等の支援を行います。対象は、子どもです。

利用をご希望の方は、事前に登録が必要です。

【問合せ先】 藤沢市子ども家庭センター(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3569

子どもの学習・生活支援事業

子どもが勉強する環境を確保することが難しい方へ学習の場所・機会の提供などの支援を行います。

対象は、小学生から高校生です。利用をご希望の方は、事前にお問合せください。

【問合せ先】 藤沢市地域福祉推進課 バックアップふじさわ(本庁舎2階) ☎ 0466-50-3533

子ども食堂

無料又は低額料金で、ご飯が食べられたり、遊んだりできる「子ども食堂」が、藤沢市内の複数箇所に開設されています。地域の様々な活動団体による任意の活動となりますので、利用方法等は事前にお問い合わせください。

【問合せ先】 藤沢市社会福祉協議会

☎ 0466-47-8131



藤沢市子ども総務課(本庁舎3階)

☎ 0466-50-3562

藤沢市子ども食堂のHPIは、右の二次元コードからアクセスできます。



相談窓口一覧

ひとり親の相談窓口	藤沢市子育て給付課	ひとり親家庭の皆さまの生活や仕事、子育て、離婚など多様なご相談をお受けします。	藤沢市子育て給付課 (本庁舎3階) ☎0466-50-3580	
	かながわひとり親家庭相談LINE	仕事、お金、子育て、教育費などの不安や離婚に伴う悩みなど、さまざまな相談をLINEでお受けします。お子さまからの問合せも受け付けます。	友だち検索のID 「@kana_hitorioya」	
様々な悩み相談窓口	よりそいホットライン	どんなひとの、どんな悩みでも受け付けます。一緒に解決できる方法を探します。	社会的包摂サポートセンター ☎0120-279-338	
	こころの電話相談	こころの健康についてお悩みの方の相談をお受けします。	☎0120-821-606	
	DV相談ナビ	配偶者からの暴力に悩んでいるとき、どこに相談すればよいかわからないという方のために、相談機関を案内します。	#8008 (通話料がかかります)	
	DV相談+(プラス)	配偶者やパートナーから受けている様々な暴力(DV)について、専門の相談員と一緒に考えます。	☎0120-279-889	
	藤沢市こども家庭センター	妊娠・出産・子育て期に関する様々なお悩みについてご相談をお受けします。	子育て、子どもの発達・障がい、子ども虐待などに関する相談 ☎0466-50-3569 妊産婦・乳幼児の健康に関する相談 親子すこやか課 南保健センター ☎0466-50-3522 北保健センター ☎0466-50-8215	
仕事に関する相談窓口	藤沢公共職業安定所(ハローワーク)	就労相談やパソコンでの職業検索もできます。マザーズコーナーはお子さまと来所でき、きめ細やかな就職支援を受けられます。	☎0466-23-8609	
	ジョブスポットふじさわ(ハローワーク藤沢出先機関)	児童扶養手当を受給している方などに対し、就業相談・職業紹介などの就労支援を担当制で行います。	藤沢市役所 本庁舎2階	
	神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター	専任のキャリアコンサルタントによる就労相談や、無料パソコン教室など仕事探しや自立のためのサポートを受けられます。	☎0466-90-3601	

相談窓口一覧

経済的な相談窓口	バックアップふじさわ	生活に困窮する方に対し、一人ひとりの状況に合わせた支援を実施します。	藤沢市地域福祉推進課 (本庁舎2階) ☎0466-50-3533
	生活保護	経済的に生活が成り立たないときに、最低限度の生活ができるよう生活費などを支給するとともに自立を支援する制度です。	藤沢市生活援護課 (本庁舎2階) ☎0466-50-3572
地域の相談窓口	コミュニティソーシャルワーカー	既存の制度では解決しにくい困りごとの解決に向け、地域の関係機関・団体や行政と連携して総合的な支援を行います。	藤沢市社会福祉協議会 ☎0466-47-8131
	民生委員・児童委員	生活や福祉全般に関して、住民の視点で相談や支援をしています。厚生労働大臣から委嘱を受けています。	藤沢市福祉総務課(本庁舎2階) ☎0466-50-8245
法律の相談窓口	市民相談	日常生活の相談をはじめ、相談内容によっては弁護士などの専門家による特別相談も実施しています。	藤沢市市民相談情報課(本庁舎4階) ☎0466-50-3568
	法テラス神奈川	収入・資産が一定基準以下の方を対象に、弁護士・司法書士の無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立て替え制度があります。	☎0570-078308
養育費や親子交流に	養育費・親子交流相談支援センター	ひとり親家庭や寡婦の皆さまの養育費や親子交流に関する手続きのご相談を行っています。	☎0120-965-419 または ☎03-3980-4108
	神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター	月3回、元調停委員による無料の養育費相談を行っています。	☎0466-90-3601

その他参考情報

シングルマザー・シングルファザーの暮らし応援サイト「あなたの支え」(こども家庭庁)



ひとり親家庭の、働く・暮らす・育てるを支える応援サイト「あなたの支え」。
支援情報のほか、支援団体やネットワーク、体験談、ひとり親になる前、ひとり親になった後のよくあるお悩みへの回答など、役立つ情報が掲載されています。悩んでいるのはあなただけではありません。アドバイスのひとつとして、参考にご覧になってください。



〈あなたの支え〉

離婚後の子の養育に関するルールが改正されました

令和6年5月17日、民法等の一部を改正する法律が成立し、令和8年4月1日に施行されました。この法律は、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、財産分与等に関する民法等の規定を見直すものです。今回の改正により、離婚後は共同親権の定めをすることも、単独親権の定めをすることも可能になりました。

改正の主なポイント

①親の責務に関するルールの明確化

親権や婚姻関係があるかどうかにかかわらず、子どもを育てる責務と義務についてのルールが明確にされました。

詳しい情報はこちらから



②親権に関するルールの見直し

ひとりだけが親権を持つ【単独親権】のほかに、離婚後に父母2人ともが親権を持つ【共同親権】の選択ができるようになりました。

詳しい情報はこちらから



③養育費の支払い確保に向けた変更

養育費を確実に、しっかりと受け取れるように、法定養育費の制度など、新たなルールの創設や見直しが行われました。

詳しい情報はこちらから



④安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

親子交流の試行的実施や婚姻中別居時の親子交流、父母以外の親族との交流に関するルールが見直されました。

詳しい情報はこちらから



さらに詳しく知りたい方はこちらから(法務省パンフレット)





2026年(令和8年)6月発行

藤沢市 子育て給付課

藤沢市朝日町1-1

電話0466(50)3580 FAX0466(50)8416